

伊豆大島でダイビング事業を始めたい皆さまへ

1) 伊豆大島のダイビング事情

現在、海面利用協議会において、大島漁業共同組合連絡協議会と大島ダイビング連絡協議会の間で、伊豆大島周辺海域のダイビングでの利用方法について、1年毎に契約を取り交わしています。

そのため本協議会に加盟しているショップのみ伊豆大島でダイビングをする権利がある事になります。

現状では伊豆大島でダイビングをしたいダイバーは下記の3つの方法を選ぶことになります。

- ①協議会に加盟している現地ショップ（28店舗）を利用する。
- ②自らが本協議会に入会する。
- ③自らが漁協と交渉して独自の契約を交わす。

一般ダイバーは①の現地ショップを利用することになりますが、伊豆大島でダイビング事業を始めたい方は②か③の方法を選ぶことになります。以下は「②自らが本協議会に加盟する」方法についての説明となります。

※海面利用協議会にて契約した協定書は別紙「[海面利用協定書](#)」をご参照ください。

2) 大島ダイビング連絡協議会への新規入会方法

本協議会の会員には、「正会員」と「準会員」の2種類があります。

それぞれについて入会方法を説明します。

※入会に関する規定は別紙「[会則及び準会員制度について](#)」をご参照ください。

※入会希望届は別紙「[入会希望届（正会員）](#)」、「[入会希望届（準会員）](#)」をご参照ください。

●正会員として入会する方法

「推薦人3名」+「正会員の2/3の賛同」が条件となります。

- ①入会希望者は現在の正会員の中から推薦人3名を集める。
- ②入会希望者は「[入会希望届（正会員）](#)」に必要な情報を記入し、本協議会に提出する。
- ③全ての正会員に上記書類を配布する。※メールリストにて一斉配布。
- ④配布から一定期間をとる。※この期間に「正会員の2/3の賛同」を得るために活動して頂きます。
- ⑤全ての正会員に入会を許可するかどうかの判断を仰ぐ。
※メールにて判断結果をもらい、無回答の方は判断の棄権とみなし分母から減らす。
- ⑥年会費2年分（2万円×2＝4万円）を納めてもらう。
- ⑦関係各所（漁協、役場、支庁、警察など）への名簿提出が完了したら正式入会となり営業を開始できる。

「正会員の2/3の賛同」という条件をクリアできなかった場合は準会員として入会して頂きます。

● 準会員として入会する方法

「保証人 1 名」が条件となります。

- ①入会希望者は現在の正会員の中から保証人 1 名を集める。
- ②入会希望者は「入会希望届（準会員）」に必要な情報を記入し、本協議会に提出する。
- ③全ての正会員に上記書類を配布する。※メーリングリストにて一斉配布。
- ④入会金 10 万円 + 年会費 2 万円 = 12 万円を納めてもらう。
- ⑤関係各所（漁協、役場、支庁、警察など）への名簿提出が完了したら正式入会となり営業を開始できる。

準会員の期間は 3 年間です。3 年後には正会員として再入会して頂きます。

正会員になる際に、「推薦人 3 名」+「正会員の 2/3 の賛同」という条件があります。

準会員の 3 年間でこの条件をクリアできるように人脈を造る必要があります。

この際上記条件をクリアできなかった場合は伊豆大島から撤退して頂く可能性もあります。

3) アドバイス

どちらの入会方法においても、現在の正会員の中から 1 名~3 名の推薦人または保証人が条件となっているため、入会前に現地にてある程度の人脈を持っている必要があります。現在その人脈を持っていない方はまずは伊豆大島に通って人脈造りからスタートして頂く事になってしまいます。